

隠岐海区便り (Vol. 85)

◎第328回（第22期第1回）隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

開催日時：令和3年6月25日（金） 14：10～16：00

開催場所：隠岐郡隠岐の島町西町 漁業協同組合JFしまね西郷支所

出席委員：牧野、大西、池田、升谷、小谷、林、亀谷、長府委員

欠席委員：吉田、前田委員

議題

- (1) 会長及び会長職務代理者の互選について
- (2) 島根県連合海区漁業調整委員会委員等の選出について（協議）
- (3) 島根県資源管理方針の変更について（諮問）
- (4) まさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
- (5) くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
- (6) まいわしの知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
- (7) 許可等の審査基準の制定について（諮問）
 - ・島根県漁業調整規則第10条第1項第5号に係る船舶等の基準
 - ・漁業許可又は起業の認可の基準
- (8) とびうお機船船びき網漁業の許可の取扱方針一部改正について（協議）
- (9) 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員指示について（報告）
- (10) その他

◎委員会での検討結果は次のとおりです。なお、議題（3）と（4）は関連するため併せて審議しました。

(1) 会長及び会長職務代理者の互選について

委員から会長に2名の推薦があったため挙手により採決したところ同数となりました。委員の互選により会長、会長職務代理が決まらなかったため、漁業法第137条第2項の規定に基づき知事により選任することとしました。

(2) 島根県連合海区漁業調整委員会委員等の選出について（協議）

会長、会長職務代理が決まらなかったため、次回委員会にて決定することとしました。

(3) 島根県資源管理方針の変更について（諮問）

(4) まさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

国の資源管理基本方針改正などに伴う県の資源管理方針の変更及び国全体の漁獲可能量（TAC）の設定と、県への配分に伴う令和3年漁期の島根県の知事管理 TAC の設定について、知事から本委員会に諮問がありました。概要は以下のとおりです。

○資源管理方針の変更

- 具体的な資源管理方針を定める特定水産資源として「まさば及びごまさば」を追加。
- 漁獲量等の報告に係る期限について、TAC 超過の恐れがあるときは陸揚げ後3日以内としているところ、追加配分等により超過の恐れがなくなったときには平常どおりに戻す旨の規定が新たに追加。

○まさば及びごまさばの知事管理 TAC 設定

- 国全体の TAC について、220,000 トン→178,200 トンの 41,800 トン減少。
- 島根県への当初配分は、21,000 トン→17,600 トンの 3,400 トン減少。
- 島根県の 17,600 トンの内、16,900 トンを中型まき網漁業に配分。

審議の結果、この諮問について異議ない旨の答申をすることが決定しました。

(5) くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

くろまぐろの知事管理漁獲可能量について、あらかじめ本委員で了承したルールに基づき変更があったため、以下の通り県より報告がありました。

- 1 回目の変更（5/19）で前漁期からの繰り越しと国留保枠からの追加配分により、当初配分から小型魚 78.5 トン→100.5 トンの 22 トン増加、大型魚 23.3 トン→31.2 トンの 7.9 トンの増加。
- 2 回目の変更（5/31）で県間の漁獲可能量の融通の結果、小型魚 100.5 トン→101.1 トンの 0.6 トン増加、大型魚 31.2 トン→30.6 トンの 0.6 トン減少。

(6) まいわしの知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

まいわしの知事管理漁獲可能量について、あらかじめ本委員で了承したルールに基づき変更があったため、以下の通り県より報告がありました。

- 令和3年6月7日時点で島根県の漁獲可能量の消化率が75%を超過したため、国留保枠から10,000 トンが追加配分され、20,900 トン→30,900 トンに増加。
- うち中型まき網漁業については20,600 トン→30,500 トンの9,900 トンの増加。

(7) 許可等の審査基準の制定について（諮問）

新たに許可等する際の審査基準を以下の通り制定することについて、知事から本委員会

に諮問がありました。

- 許可を受けようとする船舶等の基準として、現に「漁船登録」と受けていることなどを定める。
- 新たに漁業許可又は起業の認可する際の基準として、現に許可を有する者等を最優先とし、所得向上や資源管理に取り組む漁業者を優先する。

審議の結果、この諮問について異議のない旨を答申することが決定しました。

(8) とびうお機船船びき網漁業の許可の取扱方針一部改正について（協議）

県よりとびうお機船船びき網漁業の許可の取扱方針を以下のとおり一部改正することについて説明がありました。

- 従来の許可に加えて新たにB許可を追加。
- B許可では、従来の操業区域に加え、共第40号又は共第135号共同漁業権設定区域を追加する。
- ただし、共同漁業権設定区域の漁業権者の同意を得た者に限り許可する。

一部の関係者から異議があったため、今回は協議内容を了承するに留め、関係者間で調整が整い次第改正し、次回の委員会で結果を報告することとなりました。

(9) 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員指示について（報告）

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について以下のとおり県より報告がありました。

○トラフグの資源管理について

- 5トン以上のトラフグ延縄漁船を承認制にして、県ごとに隻数制限を設定。
- 海域・漁法毎に禁漁期間を設定。
- 30cm以下は放流。

○遊漁者によるクロマグロの採捕について

- 遊漁者によるクロマグロ小型魚（30キログラム未満）採捕禁止、大型魚（30キログラム以上）を採捕した場合は国へ報告する。

(10) その他

県から資源管理ロードマップに係る説明会について以下のとおり情報提供がありました。

- 水産庁は新漁業法の施行を機に、TAC対象魚種を増やしていく考え。
- 令和5年までにTAC管理魚種を漁獲量ベースで8割まで拡大することを目標としている。

- 水産庁からその内容を広く漁業者に知ってもらい、理解してもらうために、全国を回って説明会を開きたいとの意向。